

(備船用)

許 可 条 件 (誓 約)

船舶の港湾施設使用許可にあたっては、「船舶の所有者」と「港湾施設使用許可を受ける者」は、同一でなければならない。

ただし、経済的理由等により、備船契約などによって、港湾施設の使用許可を受ける場合には、別途に下記の条件を付ける。

記

1. 船舶の運航管理は、港湾施設使用許可を受けている本人が行う。
2. 港湾施設使用許可を受けている者は、できるだけ早期に本人所有の船舶に変更しなければならない。
3. 港湾施設使用許可を受けている者が、船舶を所有する意思がなければ港湾施設使用許可を返還する。
4. 契約又は船舶賃貸借契約による港湾施設使用許可申請については、3年以内に限って港湾施設使用許可の申請をすることができる。
5. その他のことについては、那覇港管理組合と協議し、その指示に従わなければならない。
6. 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び返還等が生じた場合は直ちに、その旨を届けて管理者の承認を受ける事。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

令和 年 月 日

申請者 住所

商号

氏名

印

連絡先